

令和2年10月1日より、大北圏域において、病児・病後児保育事業が始まります！

病児・病後児保育について

お子さんが病気または病気の回復期にあり、認定こども園や保育所などの施設の利用ができない期間、保護者の就労などの理由により、家庭での保育が困難な場合に、お子さんを一時的に預かり、保育を実施する事業です。大北圏域にお住まいの方が利用することができます。

1 施設の概要

- ①施設の名称 : 病児・病後児保育室 北アルプスキッズルーム
- ②施設の所在 : 大町市大町3130 市立大町総合病院 西棟3階
- ③開所日と時間 : 月曜日～金曜日 8:00～18:00
(土日、祝日、12/29～1/3は休業)
- ④利用定員 : 1日につき4名まで
- ⑤利用期間 : 1回につき、原則として連続5日間まで



2 利用できる方

次の3つの条件すべてに該当する場合に、利用することができます。

- ①お子さんの年齢が満1歳から6歳（小学校就学前）までであること。
- ②利用を希望するお子さんが、病状の急変は認められない状態又は回復期の状態にあり、集団保育及び家庭での保育が困難であること。
- ③保護者または児童が、大北圏域に居住しているか、勤務していること。もしくは、お子さんが大北圏域の保育所、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設に通所していること。

※病児・病後児保育事業を利用するにあたっては、情報提供書（様式3号）の提出が必要となります。病院などでの受診時に、情報提供書の作成を依頼してください。

3 利用料金と利用の流れ

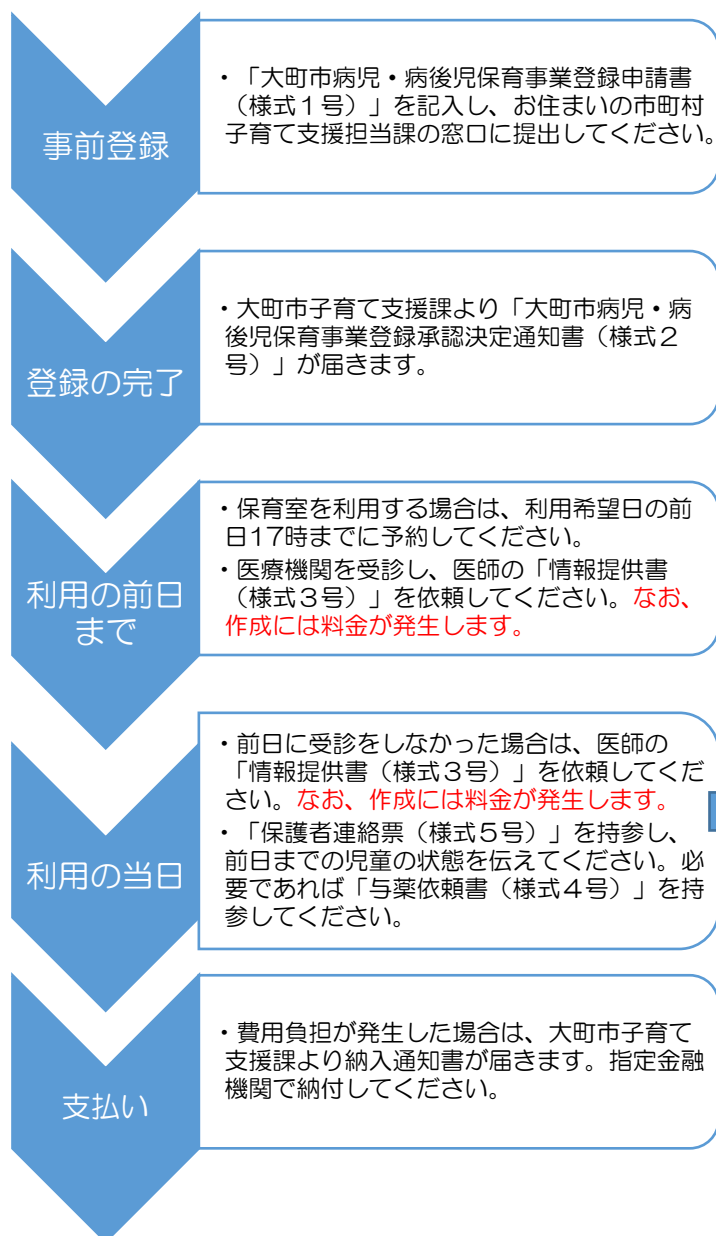
①利用料金表



条件1	条件2	条件3	利用料金
保護者もしくはお子さんの住所が大北圏域にある		お子さんが保育所などに通所している	無料
		お子さんが保育所などに通所していない	300円/1時間
保護者とお子さんの住所が大北圏域にない	保護者の勤務先が大北圏域にある		300円/1時間
	保護者の勤務先が大北圏域にない	お子さんが大北圏域の保育所などに通所している	300円/1時間
		お子さんが大北圏域外の保育所などに通所している、もしくは保育所などに通所していない	利用対象外

※ご不明な点は、市町村の窓口を確認してください。

②利用の流れと、利用当日の持ち物



全ての持ち物に記名をお願いします！

○持ち物（必携）

情報提供書（様式3号）
 保護者との連絡票（様式5号）
 健康保険証・福祉医療受給者証
 印鑑・昼食（ミルクの場合、哺乳瓶）
 おやつ・飲み物・着替え
 ビニール袋（2、3枚）・おしぼり
 タオル

○持ち物（状況に応じて）

お薬（医療機関より処方されたもの）
 紙おむつ（5枚程度）・おしりふき
 ミルク・哺乳瓶・コップ・よだれかけ
 エプロン・歯磨きセット
 お気に入りのおもちゃなど

※利用当日の予約状況や、お子さんの容態によって、保育室の利用をお断りする場合があります。

情報提供書に記載されている内容は、保育室の利用を確約するものではないことをご承知ください。

4 市町村の担当窓口

大町市	子育て支援課児童係	0261-22-0420
池田町	教育委員会学校保育課学校保育係	0261-61-1430
松川村	教育委員会子育て応援課子育て応援係	0261-62-3366
白馬村	教育委員会子育て支援課子育て支援係	0261-85-8101
小谷村	教育委員会小谷村保育園・子育て支援センター	0261-82-2810

担当窓口申請書類が設置されているほか、ホームページからも入手することができます。



大町市病児・病後児保育室

Tel : 080-2562-4925

大町市子育て支援課児童係

Tel : 0261-22-0420 内線 681